

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年四月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年六月十七日奈良県指令建第一二二―一五八号

令和七年三月五日奈良県指令建第一二二―一五八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月三日建第一〇四八九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月三日建第六〇〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福一〇四二番四、一〇四三番三、一〇四四番三、一〇四五番三、一〇四六番三、一〇四七番三、一〇四八番三、一〇五〇番一、一〇五一番、一〇五二番、一〇五三番、一〇五四番、一〇五五番、一一七二番一、一一七三番、一一七四番、一一七五番、一一七六番、一一七七番一、一一七七番二、一一七七番三、一一七八番一、一一八〇番、一一八〇番二、一一八一番一、一一八一番二、一一八一番三、一一八二番一、一一八二番二、一一八二番三、一一八三番、一一八四番一、一一八四番二、一一八四番三、一一八七番一、一一八八番一、一一八九番一、一一八九番二、一一八九番三、一一九〇番一、一一九〇番二、一一九一番、一一九二番、一一九三番一、一一九三番二、一一九四番一、一一九四番二、一一九五番一、一一九七番、一一九八番一、一一九九番、一二〇〇番、一二〇一番、一二〇二番、一二〇三番、一二〇四番、一二〇五番一、一二〇五番二、一二〇六番一、一二〇六番三、一二〇七番一、一二〇七番二、一二〇七番三、一二〇八番及び一五八九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市中之島一五一八番地 中之島八〇一ビル五階

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福一〇四五番三の一部、一〇四七番三の一部、一〇五一番の一

部、一〇五二番の一部、一〇五三番の一部、一一八〇番の一部、一一八〇番一の一部、  
一一九〇番一の一部及び一〇四六番三

緑地 桜井市大字大福一〇四二番四、一〇四三番三、一〇四四番二、一〇四五番三、  
一〇四七番三、一〇四八番三、一〇五〇番一、一〇五一番、一〇五二番、一〇五三番、  
一一七八番一、一一八〇番、一一八〇番一、一一八一番一、一一八一番二、一一八一番  
三、一一九〇番一、一一九一番、一二〇五番一、一二〇五番二、一二〇六番一、一二〇  
七番一及び一二〇七番二の各一部